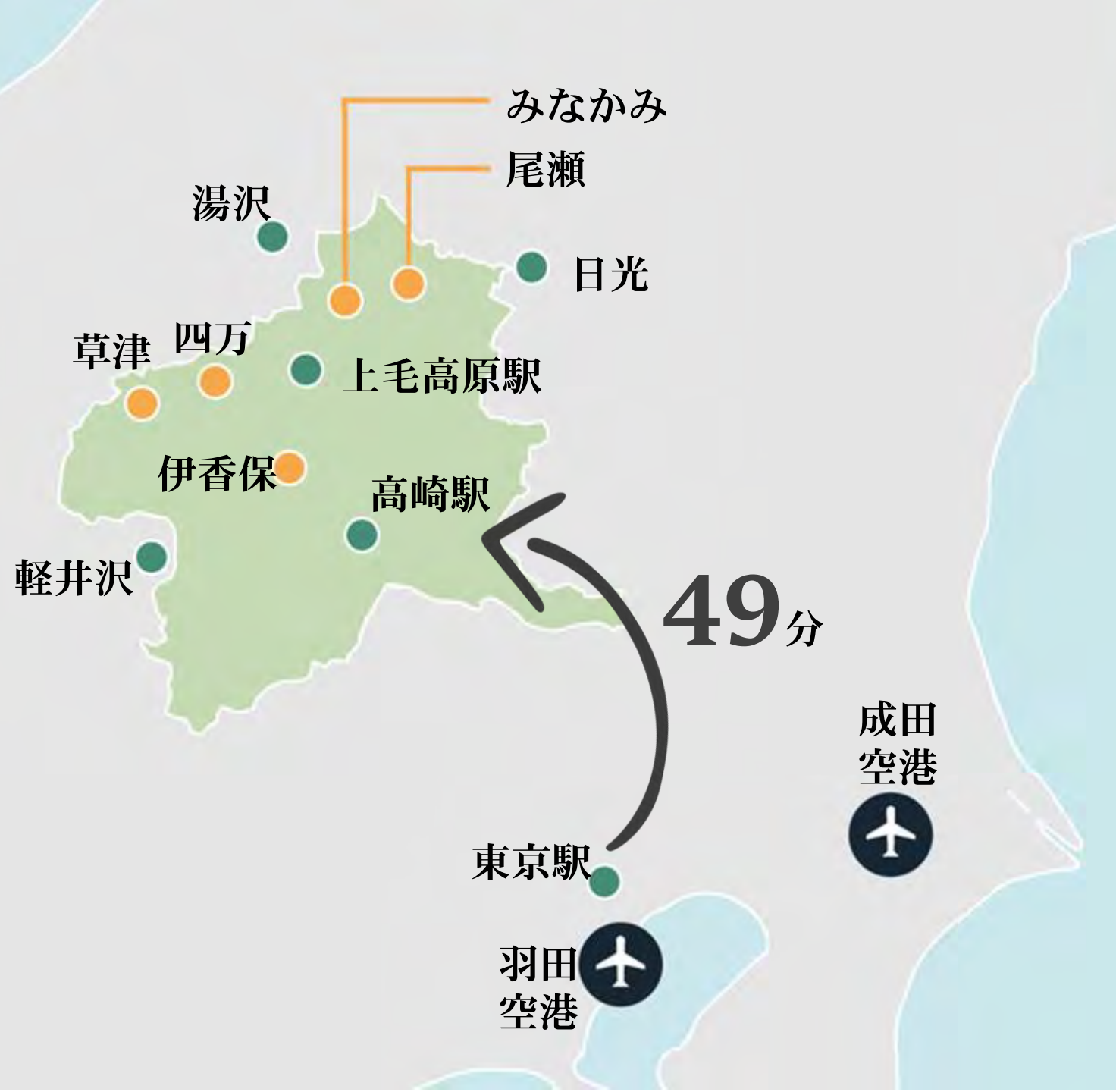




群馬県公文書管理条例の 概要と課題について

群馬県 総務部 総務事務管理課



目次

- 1 群馬県公文書管理条例制定のきっかけ
- 2 条例の公布・施行
- 3 条例の実施機関
- 4 条例施行前の群馬県の公文書管理制度
- 5 条例施行後の群馬県の公文書管理制度
- 6 条例の概要
- 7 条例の運用における課題
- 8 まとめ



草津



尾瀬



水上



伊香保



谷川岳



四万湖

1 群馬県公文書管理条例制定のきっかけ

県議会令和元年第2回定例会における一般質問にて

(質問) 議員 岸善一郎 (当時)

歴史的な価値がある公文書を未来に引き継ぐために、条例を制定してはどうか。

(答弁) 知事 大澤正明 (当時)

- 1 公文書は、行政機関が事務を行うための手段であるだけでなく、県の活動や歴史的な事実を正確に記録したものであり、後世において、当時の社会や経済等の状況を知る、貴重な手がかりとなる側面も持っている。
- 2 言い換えると、公文書は、行政機関だけが独占利用するものではなく、道路や橋などと同様に県民の共有財産であり、その中には、失われると二度と得られない貴重な文化的、歴史的価値のある資料もある。
- 3 歴史的な事実の記録である公文書は、健全な民主主義の根幹を支える知的資源として、県民が主体的に利用し得るものである。
- 4 議員ご指摘のとおり、歴史的な価値がある公文書を適切に管理し、未来にしっかりと引き継ぐため、公文書管理のきちんとした仕組みとして条例を制定したい。

【参考】公文書等の管理に関する法律 (通称：公文書管理法)

(地方公共団体の文書管理)

第34条 地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

2 条例の公布・施行

公布：令和2年3月27日

施行：令和2年4月1日（一部施行）【公文書等管理委員会に関する規定のみ】
令和3年4月1日（全面施行）

条例下位規範の規則等に外部有識者の意見を取り入れるため、令和2年度中に群馬県公文書等管理委員会を5回開催し、答申を得た上で規則等を制定し、令和3年度からの全面施行に至った。

3 条例の実施機関

知事部局、企業局、病院局、議会、人事委員会、選挙管理委員会、
監査委員、労働委員会、収用委員会、内水面漁場管理委員会、
教育委員会、公安委員会、警察本部長、公立大学法人、住宅供給公社

現用文書（保存期間満了前）

各実施機関が管理

歴史的価値を有する公文書

歴史的価値を有さない公文書

期間満了

一部
収集

廃棄

非現用文書（保存期間満了後）

文書館が管理

廃棄作業現場に文書館職員が立ち会い、
歴史的価値をその場で認知した文書のみ
収集し、文書館にて永年保存

文書管理

【実施機関ごとの規程に基づく】
群馬県文書管理規程
群馬県教育委員会文書管理規程 等

【文書館の内部規則に基づく】
文書館における文書の取扱いに関する要綱
文書館文書保存管理要領 等

公開・利用

《法的な請求権を確立》
群馬県情報公開条例
に基づく開示請求権

審査請求や訴訟の対象外
《権利性なし（県民サービスの一貫）》
文書館の管理運営に関する規則
文書館における文書の取扱いに関する要綱 等

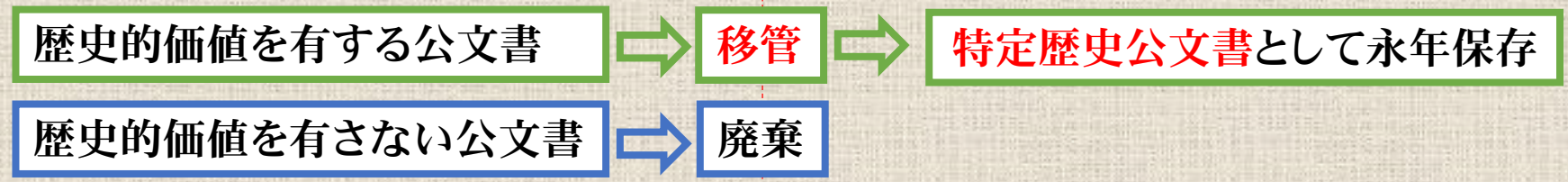
現用文書（保存期間満了前）

非現用文書（保存期間満了後）

各実施機関が管理

期間満了

文書館が管理



文書管理

公開・利用

群馬県公文書等の管理に関する条例

条例施行規則（条例の細部を規定）

〇〇公文書管理規程（条例に基づく公文書管理を行うため、各実施機関ごとの個別具体の業務内容に応じて制定）

特定歴史公文書等の利用等に関する規則
（保存、利用、廃棄について規定）

《法的な請求権を確立》
群馬県情報公開条例
に基づく開示請求権

《法的な請求権を確立》
公文書管理条例に基づく利用請求権